

一般社団法人日本物理療法学会 謝金規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)の定款第3条に基づき、この法人の実施する事業、学術大会、セミナー、各種研修会等の開催に関する謝金について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(謝金の定義)

第2条 謝金とはこの法人の実施する事業、学術大会、セミナー、各種研修会などにおいて、会議や講演、実技指導、著作物の利用許諾などに対して支払われる金銭を言う。

(適用の範囲)

第3条 この規則に示す基準は、原則としてこの法人の実施する事業すべてに適用する。ただし、特別講演等、特別に配慮を要する場合は除外する。

(謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は別表の通りとする。旅費については旅費規程を準用して報酬に加算して支給するものとする。

2. 前項の規定にも関わらず、判断が困難な場合は、この法人の理事会に諮り、決定するものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

別表

	学術大会講演、シンポジウム、セミナー、研修会等の講演に対する報酬	
時間 (1 コマ)	90 分	90 分未満 (60 分など)
日本物理療法学会 会員 日本理学療法士協会 会員	30000 円を上限	20000 円を上限
日本物理療法学会 非会員 日本理学療法士協会 非会員	45000 円を上限	30000 円を上限
※ 2 コマ以上の場合、2 コマ以上分の報酬を 50%として算出する ※ 複数人によるセッションの場合は 1 コマの報酬を講義時間や人数によって按分する ※ オンデマンドや e ラーニングの講義動画の著作権譲渡に関しては、資料作成の労力に応じて、講演に対する報酬の 1~2 倍の報酬を追加する (別に著作権譲渡契約を結ぶものとする)		

会議謝金	臨時雇用賃金
4 時間未満 3,000 円	事業運営 1,100 円/時間
4 時間以上 6,000 円	事前事後業務 1,100 円/時間
1 会議は原則 2 時間半を上限	事業運営の一人あたりの上限は 8,800 円 (労働時間 8 時間/日) を上限とする

【注】

- 上記金額は税込み金額である。
- 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等および所管する税務署の指示に従うこととする。

附則

この規則は平成 31 年 2 月 1 日から施行する(平成 31 年 1 月 31 日 理事会議決)。

この規則は令和元年 7 月 17 日から施行する(令和元年 7 月 16 日 理事会議決)。

この規則は令和 5 年 1 月 25 日から施行する(令和 5 年 1 月 25 日 理事会議決)。